

平成29年度 第1回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所		平成29年5月30日(火) 金沢市役所 第1委員会室	
委員 (委員数5名) (出席数5名)		委員長 坂井 美紀夫(弁護士) 委員 米田 満(公認会計士) 委員 松本 樹典(金沢大学教授) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授)	
次第		1 開会 2 報告案件 (1) 入札・契約制度の改正等について 3 審議案件 (1) 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等 ア 平成28年度の本市発注工事及び工事関連委託業務の結果について イ 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について (2) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯 (平成29年1月1日から平成29年3月31日) 4 閉会	
抽出案件		5件	
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下菊坂高架橋橋梁補修工事 ・ 新大桑配水池(仮称)機械室棟建築工事
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新内川第二発電所水車・発電機分解点検整備工事
委託	制約付き一般競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度 城北水質管理センターほか1箇所滅菌設備等更新実施設計業務委託
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市基盤河川弓取川改修に伴う護岸詳細設計業務委託
審議内容		別紙のとおり	
委員会による報告 又は意見の具申		平成28年度の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。	

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
 金沢市総務局監理課 工事契約係
 電話:076-220-2101

総括

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。
 現行の入札契約制度及び平成28年度の工事・委託業務の業者選考等は適正であることを確認した。

今年度からの入札契約制度の改正の影響も含め、引き続き、現行制度の検証を続けていくとともに、国・県や他都市の状況との比較検討を行いながら、不断の見直しを行うことで、より一層、公平・公正で透明性の高い入札契約制度の構築に努めてほしい。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>1 工事・委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等</p> <p>○ 入札・契約制度について、今年度からどのような改正が行われているのか。</p> <p>○ 委託業務の落札率分布状況について、平成27年度は78%未満にある程度の分布が見られたが、平成28年度は落札率が78%から80%での落札が増加している。この理由は。</p>	<p>・ 国や石川県の制度との整合性や本市の現状を踏まえ、入札参加資格要件における工事成績評点の利活用、総合評価方式の評価基準及び評価項目の追加並びに最低制限価格の算出方法の見直しを行った。今後は他都市の状況等も参考にしながら、制度のさらなる見直しを検討していきたい。</p> <p>・ 国・県と同様に、平成28年度に最低制限価格の算定方法の見直しを行い、最低制限価格が引き上げられた結果、土木部門では落札率が上昇し、78%未満に分布していたものが押し上げられた。一方で建築設備部門では例年に比べ落札率が下がっている。この要因としては小中学校の大規模改修工事等の大型案件が多数発注されたことにより、競争が激化したものと推察される。 この両面から結果として、落札率78%から80%の分布が増加となった。</p>
<p>2 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</p> <p>下菊坂高架橋補修工事</p> <p>○ 当入札は価格競争入札であるが、技術的な部分を評価する総合評価案件とする考えはなかったのか。</p> <p>新大桑配水池（仮称）機械室棟建築工事</p> <p>○ 入札に参加した4社全者が最低制限価格と同額で応札しているが、その理由は。</p> <p>新内川第二発電所水車・発電機分解点検整備工事</p> <p>○ 市で水力発電施設を保有しているのは珍しいと思うが、どの程度の量の発電を行っているのか。また、メンテナンスに多額の費用がかかっているように感じるが、利益は出ているのか。</p> <p>平成28年度 城北水質管理センターほか1箇所減菌設備等更新工事実施設計業務委託</p> <p>○ 当業務の内容上、仕方がないのかもしれないが、入札の参加想定業者が全国で6社である。かなり少ないと感じるが、入札の参加資格要件が厳しすぎるということはないのか。</p> <p>都市基盤河川弓取川改修に伴う護岸詳細設計業務委託</p> <p>○ 競争性が働き、適正な入札結果になっていると思われる。</p>	<p>・ 当工事については、総合評価の対象になるかどうかの評価基準に照らし合わせた結果、総合評価案件とはならなかった。今後も高い技術力を求める必要があるものに関して、どのような取扱いが望ましいか引き続き研究していきたい。</p> <p>・ 本市では最低制限価格の上限を予定価格の90%と定めており、当工事も公表されている算出方法に従い算出した結果、予定価格の90%となったものである。各社が社内で積算を行った結果、最低制限価格が上限を超える工事だと判断し、応札したのではないかと考える。</p> <p>・ 市町村で水力発電施設を保有しているのは本市だけであり、一般家庭約4万戸分の年間使用電力量に相当する発電を行っている。 発電した電力の全量を北陸電力に売電しているが、売電収入がメンテナンス等の費用を上回っており、毎年利益が出ているものである。</p> <p>・ 当業務は一般的な設備ではなく、下水処理場という特別なプラントの設備であることから、能力担保のために、参加資格要件に下水処理能力が一定以上の下水処理場の機械設計の実績を求めた。この条件のもとでは、全国で6社程度実績を保有しているので、一般競争入札とした。 能力担保の問題と業者の参入の容易さの問題のバランスについては、引き続き検討していきたいと考える。</p>